

[事案 30-315] 手術給付金支払請求

・令和元年 7 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

公的医療保険制度の適用を受けた手術ではないことを理由に給付金の支払対象外とされたことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

いわゆる自由診療による痔核根治手術を受けたので、平成 27 年 9 月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、支払対象外とされたが、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)約款で規定する「公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術」とは、専ら医療技術的な観点から、保険請求の対象となり得る手術の種類を述べたものであって、当該手術が公的医療保険制度（健康保険）の適用を受けたものでなければ保険金支払いの対象としないことを規定したものではない。
- (2)保険会社が支払対象外としたのは、申立人の受けた手術が、公的医療保険制度の適用を受けたものではないことを理由としているものと解されるところ、約款において公的医療保険制度の適用を受けた手術でなければ、給付金支払いの対象としないとの趣旨の規定も存在しないので、この解釈は誤っている。
- (3)手術を受けた医師からは、申立人の受けた手術は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の「K743 痔核手術（脱肛を含む）」に該当する旨、説明を受けている。
- (4)同様の約款を使用している他の保険会社からは、所定の給付金の支払いを受けており、これは申立人の主張を裏付けるものである。

<保険会社の主張>

自由診療の内容が公的医療保険制度によって保険給付の対象とならない手術と確認できれば、給付金を支払わないとすることは約款解釈上の誤りではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、実態を踏まえた和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。